

訓 令

埼玉県警察本部訓令第6号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

埼玉県警察本部長 貴志浩平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令
埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

警察官(巡査)採用試験サイバー犯罪捜査I類(一次)	不合格者の総合順位(一次)、総合得点及び種目別得点	合格発表の日から 1年間	総務部文書課
警察官(巡査)採用試験サイバー犯罪捜査I類(二次)	総合順位(最終)、総合得点及び種目別得点	合格発表の日から 1年間	総務部文書課

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。